

# ストーカー事案の被害実態等に関する調査結果

公益財団法人 日工組社会安全研究財団  
主任研究員 石田 仁

## 1. 調査の概要

### (1) 調査の目的

この調査は、ストーカー被害の実態と交際破綻時の心理・行動との関係、あるいは社会経済属性との関連性を明らかにし、もってストーカー事案発生の予防啓発の方途を探り、安全で安心な社会の実現の一助となることを目的として企画・実施された、確率標本抽出に基づく調査である。ストーカー被害の実態、被害時の対処行動、人々の恋愛観、交際破綻経験、加害類似行為、パーソナリティ、警察等への相談に関する知識・見識などを尋ねている。

### (2) 先行する調査とその課題

先行する調査に内閣府「男女間における暴力に関する調査」(2015年(平成27年)3月報告書刊)があり、ストーカー被害に対する設問が盛り込まれており貴重な調査である。ただ、①被害の参照期間が生涯被害であり、ゆえに被害の好発する年齢層が十分に検討できない、②ストーカー被害が単一項目で測定されているため、行為による差異が検討できない、③被害当時の年齢、学業・職業(以下学職)、相手との交際期間など、被害の予測要因についての項目等が限定的である、さらには④ストーカーの加害側となりうるような行為(以下、加害類似行為)の項目がないといった課題を有していた。このため、続く(3)の調査項目を盛り込んで調査を設計した。

### (3) 調査項目

①ストーカー被害経験・対処行動、②交際相手や配偶者との別れの経験・別れ方、加害類似行為、③ストーカー行為に対する知識・見識、④恋愛や対人関係に関する意識、⑤デモグラフィック(人口統計学的)要因。計47問、16ページ編成(表紙除く)。

### (4) 調査実施の概要

この調査は、調査名を「安全・安心な社会づくりのためのアンケート」とし、2016年(平成28年)1月1日現在に、全国の市町村に居住する18歳から39歳の男女個人6,000人を対象として実施した。調査実施は新情報センターが担当した。

対象者の抽出は層化2段無作為抽出法による。まず、全国の地区および都市規模によって65の層に分け、地点数を150地点、地点あたりの対象者人数を一律40人として、6,000の対象者数を65の層の母集団人口に合致するように比例配分したうえで、対象者を住民基本台帳から無作為に抽出した。

住民基本台帳の閲覧の申請にあたっては、当財団会長名と警察大学警察政策研究センター所長名の2種類の閲覧協力依頼書(便宜供与依頼書)を対象地点の自治体に提出した。対象自治体からの閲覧協力拒否はなかった。

調査法は、質問紙を用いた郵送配布・郵送返送法に加え、ウェブ回答を併用する混合モードを採用した。ウェブ画面はPC・スマートフォンの両方に対応させた。対象者にはIDとパスワードを割り振って、重複回答のないようにした。回答の送信にあつ

ては暗号化をほどこした。個人情報には保全され転用されないことを挨拶状や回答画面に明記し遵守した。

本調査は設問の分岐が多い構造となっている。まず全員に過去5年間のストーカー被害の有無を尋ね、その次に過去5年間の親密な関係の破局の有無を尋ねている。また、破局に際してはどちらから別れを切り出したのかによってそれぞれ別の設問を設けている。最後にあらためて、すべての人に対してストーカー行為・対策への見識やデモグラフィック要因を尋ねている。そのたびに分岐を入れているため、対象者には分岐エラーの生じないウェブによる回答を推奨した。

郵送法を基軸とした理由は、本調査の対象者である若年層（18～39歳）が居所を不在にしていることが多く、また近年のプライバシー観の高まりからいっても、調査資料を十分に到達させ、協力を仰いでもらう必要があったためである。

協力者には回答の方式にかかわらず、1,000円分のクオカードを進呈した。

### （5）調査期間、回収率、ウェブ回答比率

実査は2016年（平成28年）年1月14日に開始した。当初1カ月程度の予定をしていたが、予測していた回収数に届かなかったため、期間を延長した。また、回答の催促は、ハガキのみと調査票同封の2回を計画していたが、回収状況をかんがみ、計3回の催促へと変更した。ウェブ回答は3月10日まで、調査票の郵送返送は3月22日まで受けつけた。

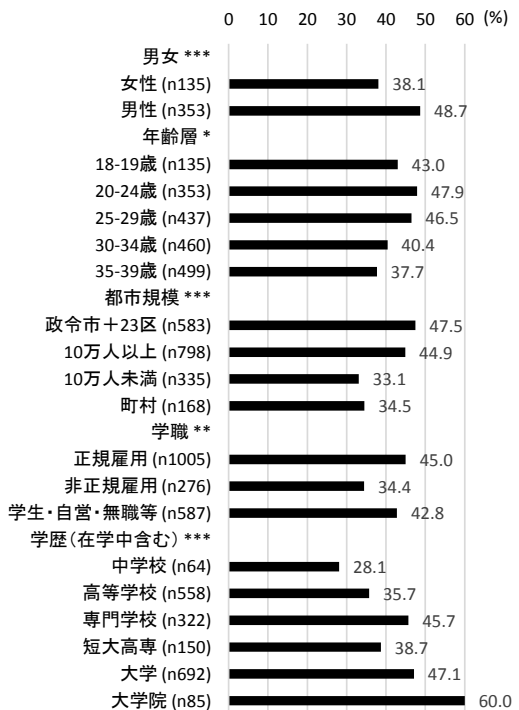
有効回収数は1,884票、有効回収率は31.4%であった。有効回収票の内訳は、男性815人、女性1,069人であった。

回収数の推移をみると、最初の1週間では

ウェブ回答の立ち上がりが早かったが、すぐに郵送回答が追いついた。ウェブ回答は調査期間が長くなるほど累積回収数が伸び悩んだ。ただしこれは他の調査でも似たような傾向がみられる。有効回収票におけるウェブ回答比率は42.7%にのぼった。

全有効回答を各種デモグラフィック別にみて、回答モードに違いがあるのかを調べた（図1）。女性の中では38.1%が、男性の中では48.7%がウェブ回答を選択し、男性にウェブ回答を選ぶ者の割合が高かった。

図1 ウェブ回答比率



$\chi^2$ 検定による結果。\*  $p < .05$ , \*\*  $p < .01$ , \*\*\*  $p < .001$ , ns 有意差なしを示す。

学職は「勤め人（常勤）」、「勤め人（非常勤・パートタイム・アルバイトなど）」、「自営業（事業の経営者・家事の手伝い・内職など）」、「学生」「専業主婦・主婦」「無職」「その他」を、自由に使えるであろう時間を基準に、＜正規＞＜非正規＞＜学生・自営・無職等＞の3つのカテゴリーに統合して分析した。

年齢層では20代の回答者が、都市規模別では10万人以上の都市在住の回答者がウェブ回答を多く選んでいた。逆に郵送回答を選んだ者の割合が多かったのは、学職では非正規雇用の者、学歴の低い者であった。

以上のことから、若年層・都市部在住者・高学歴者に対するウェブ回答モードの有効性が明らかとなった。

非正規雇用者がウェブ回答を選ばない傾向に関しては、性別の交絡が考えられた。しかし確かめたがそうではなかったため、非正規の就業であることそのものが理由であると考えられる。すなわち、通勤時間が短い、派遣先等のPC用途が制限されている、といったことなどがウェブ回答を選択しない要因となっていると推測された。

## 2. 結果の概要<sup>1</sup>

### (1) 青年男女のストーカー被害と対処行動<sup>2</sup>

過去5年間に特定の異性からの反復的な迷惑行為や嫌がらせの被害があったかどうかについて、回答者全員に尋ねた。被害を申告したのは、女性120名(11.2%)、男性35名(4.3%)であり、女性での被害が顕著であった。年齢層別にみると、女性の被害は20代で好発し、警察統計と一致した。

加害者との関係別でみると、男女問わず、親密な関係者((元)恋人や(元)夫婦)からの被害の方が、そうでない者から受ける被害の割合より高かった。過去5年間の被害経験率は、親密対非親密で、女性が7.1%対4.4%、男性が2.8%対1.6%であった。親密な関係者を除いた場合では、女性は職場関係者から受ける被害の占める場合が最も多く、非親密間の被害件数中42.1%を占めた。男性は学校関係者から受ける被害の占める場合が最も多く、同44.4%を占めた。

ストーカー被害の帰結として、女性被害

者のうち、勤務地を変わったり辞めたり、あるいは引っ越すなどをした者は、親密者からの被害で11.3%に、非親密者からの被害で19.6%にのぼった。ストーカーの被害が被害者の生活面に大きな悪影響を与えていることが示唆された。

他者への被害の打ち明けや援助の獲得については、男性被害者より女性被害者の方が打ち明けがされており、また、友人や母親から「慰める・励ます」などの情緒的サポートを得ていた。しかし具体的な行動の助言など、被害の拡大防止に至るための援助は必ずしも十分に獲得できていないことが回答から読み取れた。

### (2) 親密な関係破綻後のストーカーの加害リスク要因<sup>3</sup>

親密な関係が破綻した後のストーカーの加害リスク要因について分析をした。過去5年間に異性の交際相手や配偶者と別れたことがあるかどうかについて尋ね、「ある」と答えた者のうち、相手から別れを切り出されたと回答した女性106名、男性110名の合計216名を対象とした。全有効回答数中の11.5%にあたる。

交際時の相手との生活形態によって、加害類似行為の多少に違いがみられるか調べたところ、交際相手と同棲や同居の経験がある方が、また、生活費の共有がある方が、それらがない場合よりも加害類似行為の行動得点が高いことが示された。

関係満足度や本人もしくは交際相手の関係への投資量によって、加害類似行為の多少に違いがみられるか調べたところ、男女で違いがみられた。女性では、交際時に関係に満足しているほど、また、自分自身がその関係に投資しているほど、さらに、交際相手が関係や自分に対して投資してくれ

ていると認識しているほど、関係破綻後に加害類似行為を行いやすい傾向にあった。しかし男性では対照的に、交際時に自分自身が関係に投資していないほど、関係破たん時に加害類似行為を行いやすい傾向があった。

回答者のデモグラフィック項目、たとえば職業と加害類似行動との関係については、女性の場合、加害類似行為の行動得点に違いはみられなかったが、男性の場合、非正規や無職群の方が加害類似行為の行動得点が高いことが示され、生活基盤の不安定さが加害類似行為と関連することが示唆された。

### (3) ストーカー被害者と非被害者との間にみられる違いの特徴<sup>4</sup>

ストーカー行為が起こる前段階（関係開始時点、関係継続期間中、別れの時点）において、ストーカー被害群と非被害群との間に他者との関係のあり方についての差異が特徴的にみられるかどうかなどを分析した。過去5年間で交際相手・配偶者と別れた者のうち、自分から別れを切り出したと回答した347名（女性233名、男性114名）を対象とした。全有効回答数中の18.4%にあたる。

交際開始年齢については、ストーカー被害群と非被害群と間で差異はみられなかった。

関係継続期間中においては、相手からの暴力（デート暴力、DV）を受けているかどうか被害群と非被害群との間の顕著な違いとなってあらわれた。すなわち、ストーカー被害群は非被害群より相手からの暴力の経験率が極めて高く、ストーカー的關係の予測のための強力な予測因である可能性が推察された。

別れの時点では、男女ともに、別れた理由として、ストーカー被害群に精神的虐待を挙げる者の割合が高かった（精神的虐待の申告率は、被害群対非被害群で18.8%対2.0%であった）。また、破局理由として挙げられる率は精神的虐待ほど多くはないものの、別れの際に相手からの暴力を受けた割合は、ストーカー被害群の方が非被害群よりも高かった（「相手からの暴力」の申告率は、被害群対非被害群で12.5%対0.0%であった）。

ソーシャルサポートに関しては、男女ともに、ストーカー被害群と非被害群との間において深刻な問題を解決するためのサポート源に差はみられなかったが、女性の場合は、休暇や休日を楽しんだり、おしゃべりや雑談に興じてくれたりするようなサポート源が、ストーカー被害群において少なかった。

### (4) 一般市民のストーカーに関する知識と相談意向<sup>5</sup>

過去5年間でストーカー被害を受けなかった1,711人を対象に、ストーカーについての知識と、被害を想定した場合での相談意向について分析をした。全サンプルの90.8%にあたる。

まず、相談機関についての知識を尋ねた。

(元)恋人間や(元)夫婦間におけるつきまとい行為や暴力の問題を相談できる機関を複数回答で挙げてもらったところ、「警察」(87.2%)、「弁護士事務所」(51.3%)以外、たとえば「配偶者暴力支援センター」や「役所の福祉部局」、「法テラス」などは認知が1、2割台にとどまり、各種相談機関がすでにストーカー・DV被害を取り扱っていることに関する広い周知が望まれた。

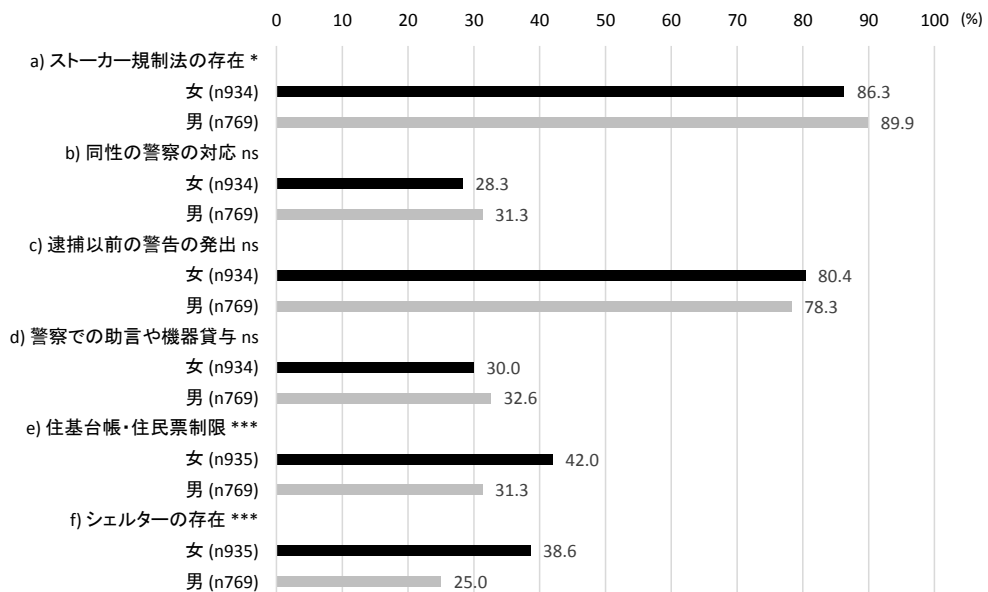
次に、警察以外での相談機関に望むニー

ズについて複数回答の形式で尋ねたところ、最も多く挙げられたのは「無料であること」（約 75%）、次いで、迅速な対応、夜間・休日の対応、24 時間の対応（6 割台）といったように、緊急性へのニーズ・警察対応的なニーズが読み取れた。続いて、電話やメールなど多様な方法での相談、適切な助言が挙げられた（約 6 割前後）。これらの回答は警察でなくとも実施が可能な援助活動に対するニーズである点で着目できる。なお、夜間・休日の対応へのニーズについては、10 代では 5 割弱であったが、20 代以上では 6 割から 7 割程度のニーズがあり、社会生活上の条件による違いがあるものと推測できる。

続いてストーカー被害に対応する制度等に関する知識について尋ねたところ、スト

ーカー規制法の存在は約 9 割に認知されていた。逮捕しなくてもストーカー行為者に警告を出せることについては約 8 割に認知されていた。住民基本台帳の閲覧や住民票の写しの制限は 4 割弱、シェルターの存在、警察による助言や援助、同性の警察官による対応については 3 割程度の認知率にとどまった。男女別にみた場合は、住民基本台帳の閲覧制限とシェルターの認知率が女性の方が男性より高く、DV 等親密な関係における暴力問題に関して、女性の関心の高さをうかがわせる結果となった。年齢層別にみると、比較的直線的な関係が観察でき、若年層の方がストーカー被害に対応する制度に関する知識が相対的に少ないことが読み取れた。若年層向けの教育プログラムや啓発活動の必要性が示唆された(図 2、3)。

図 2 ストーカーに関する知識の普及率（男女別）

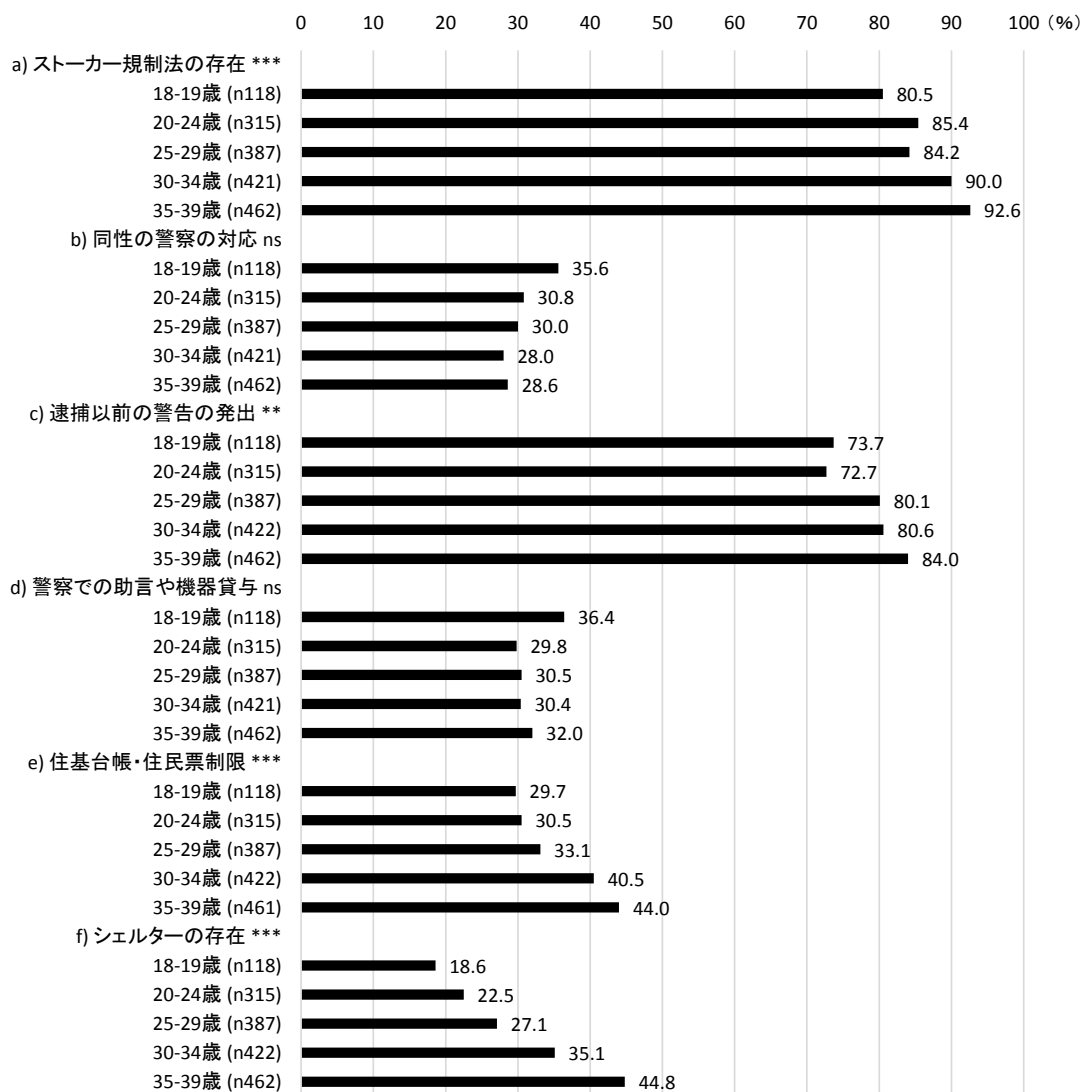


それぞれについて「知っている」を選んだ割合。

$\chi^2$  検定による。\*  $p < .05$ , \*\*  $p < .01$ , \*\*\*  $p < .001$ , ns 有意差なしを示す。

a)-f) の調査票での文言は次の通り：a) ストーカー行為を取り締まる法律があること、b) 警察では、同性の警察官に対応してもらえること、c) 警察では、逮捕しなくても、ストーカーの行為者に警告を出せること、d) 警察では、ストーカー被害を防止するアドバイスや機器の貸し出しなど、助言や援助を受けられること、e) 市区町村に申請すれば、住所を知られないように、住民基本台帳の閲覧の制限、住民票の写しの交付制限等の支援してもらえること、f) ストーカー被害者が避難するためのシェルターがあること

図3 ストーカーに関する知識の普及率（年齢層別）



また、場面想定法で、①恋人と別れようとした時に相手が「絶対に別れない」と言った場合に人や機関に相談するかどうかを尋ね、続いて②その相手がつきまといや暴力行為をしてきたとしたら相談するかどうかについても尋ねた。

相談先の項目は、「家族や親せき」「会社の同僚や学校の友人」「弁護士」「行政の相談窓口」「警察」の5つを設けた。回答選択

肢の「相談すると思う」「多少相談すると思う」「あまり相談しないと思う」「相談しないと思う」の4件法を、<相談する><相談しない>の2つに統合した。

①(別れないと言われた場合相談するか)と②(そこにつきまといや暴力行為を伴ったら相談するか)を比べた場合、その差が最も大きかったのは、「警察」(①5.5%、②56.5%)で51.0ポイントの差、ついで「行

政の相談窓口」(①8.2%、②37.2%)が29.0ポイントの差、続いて「弁護士」(①6.6%、25.4%)の18.8ポイントの差となった。

なお②について、4件法のままでみた場合、「相談しない」という強い否定的な回答は、「行政の相談窓口」に関しては39.3%、「警察」でも23.8%存在した。行動変容が困難かもしれない層が一定程度存在することに、啓発にあたっては注意を払う必要がある。

警察に相談しない理由について尋ねた(複数回答形式)。「解決しないから」、「あとが面倒そうだから」を回答に選んだ割合がそれぞれ5割弱と、最も多かった。他方で、「どの部署に相談してよいか分からないから」と答えた層が全体の4人に1人おり、また、自由記述欄に、民事不介入のため相手にされないといった主旨の回答が12票(1.2%)存在した。こうした層に対しては、啓発情報を工夫することで、認識が改善するであろう可能性が示された。

### 3. さいごに

本調査では、ストーカー被害実態を主題としたはじめての全国的な確率標本抽出調査であった。この調査では、過去5年という参照期間における被害率の算出し、親密な関係において比較的被害が起こっていることを明らかにした。また、親密な関係時に関する回顧的評価と加害類似行為との間には男女差があること、関係継続中の暴力の経験がストーカー被害の予測要因になりうることを明らかにした。さらに、予防・対策に関しての具体的ニーズが存在することを詳細な質問項目によって取り出すことができた<sup>6</sup>。

本稿でとりあげた結果の概要は、得られた知見のうちの一部にとどまる。興味のある方は、ぜひ全文・調査票・クロス集計が掲載されている報告書を参照していただきたい(<http://www.syaanken.or.jp/?p=9273>もしくは下記QRコード)。ローデータは東京大学SSJデータアーカイブに寄託し、二次分析ができるように社会還元をはかる予定でいる。



(注) -----

- <sup>1</sup> 結果の概要は、本調査の報告書『ストーカー事案の被害実態等に関する調査報告書』からの抜粋である。報告書は山本功(淑徳大学、研究会長)、荒井崇史(追手門学院大学)、金政祐司(追手門学院大学)、島田貴仁(科学警察研究所)、石田によって執筆された。以下、各節の脚注でオリジナルの執筆者とページ数を示す。
- <sup>2</sup> 島田、報告書、21~46。
- <sup>3</sup> 金政、報告書、47~65。
- <sup>4</sup> 荒井、報告書、67~86。
- <sup>5</sup> 山本、報告書、87~106。
- <sup>6</sup> ただし、異性間のストーカー被害に特化した本調査には限界もある。例えば、調査票末尾に設けられた感想記入欄に「交際している人間は『異性』とは限らないと思います。質問文に『過去に交際していた異性』等の表現があり『同性』と交際している人間のことはあまり考慮されていない」という意見も寄せられていた。この、同性愛者間のストーカー被害については、外部からの発見・介入や関連法規による救済が困難であるという指摘がなされてきた(森あい2017「暴力:DVは異性間

だけの問題か？」谷口洋幸ほか編『セクシュアリティと法』法律文化社、88-89頁)。他方で、ある判決において「同性愛者であること」は、「ストーカー犯人の一般的な心理状態」を「強める」という裁判官の考えから、前科前歴がないにもかかわらず実刑が下されてもいる(光石春平 2017「セクシュアルマイノリティと刑事事件」『季刊刑事弁護』89号、42頁)。同性間の恋愛感情のもつれ等を起因とする生命・身体への重大な危害について、適切な発見・介入と公正な司法判断が望まれるところである。

#### 筆者プロフィール

石田 仁 (いしだ ひとし)

2008年、中央大学大学院文学研究科博士後期課程修了、博士(社会学)。現在、公益財団法人 日工組社会安全研究財団主任研究員。専門はジェンダー／セクシュアリティ論。編著に『性同一性障害：ジェンダー・医療・特例法』(御茶の水書房)、共著に『図解雑学ジェンダー』(ナツメ社)、*Genders, Transgenders and Sexualities in Japan* (Routledge) など。近年の成果に、『セクシュアリティの戦後史』(京都大学学術出版会)、*Boys Love Manga and Beyond* (Mississippi UP)、『現代思想』(特集 LGBT)、『セクシュアリティと法』(法律文化社)(以上共著)、「自治体悉皆調査の設計ならびに回答モードの検討」(『部落解放研究』306号)などがある。『性的マイノリティについての意識 2015年全国調査報告書』(調査実施機関：新情報センター)では、同性婚に対する意識の分析を担当した。

